

# 厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針

平成22年 4月 1日

厚生労働省大臣官房厚生科学課

# 目次

<b>第1編 総括的事項</b> .....	1
第1章 目的.....	1
1 経緯.....	1
2 目的.....	1
3 政策評価や独立行政法人評価等との関係.....	1
4 本指針の見直し.....	2
第2章 定義.....	2
第3章 対象範囲.....	3
1 研究開発施策.....	3
2 研究開発課題.....	3
3 研究開発機関.....	3
4 研究者の業績.....	3
第4章 評価関係者の責務.....	3
1 評価実施主体の責務.....	4
2 評価者の責務.....	4
3 研究者等の責務.....	4
第5章 評価の基本的考え方.....	4
1 外部評価の実施及び評価者の選任等.....	4
2 自己点検の活用.....	5
3 評価時期.....	5
4 開かれた評価の実施.....	6
5 研究開発資源の配分への反映等評価結果の適切な活用.....	6
6 評価支援体制の整備.....	7
7 評価における客観性の確保と研究開発の性格等に応じた適切な配慮.....	7
8 評価に伴う過重な負担の回避.....	8
9 評価の国際的な水準の向上.....	8
<b>第2編 研究開発課題の評価</b> .....	8
第1章 競争的資金による研究開発課題の評価.....	8
1 総括的事項.....	8
2 評価の実施体制.....	9
3 評価方法.....	10
4 評価事項.....	10
5 評価結果の通知等.....	12
6 評価結果の公表等.....	12

第2章	重点的資金による研究開発課題の評価	13
1	評価の実施体制	13
2	評価方法	13
3	評価結果の通知等	14
第3章	基盤的資金による研究開発課題の評価	14
1	評価の実施主体	14
2	評価方法	14
3	評価結果の活用等	14
<b>第3編</b>	<b>研究者の業績の評価</b>	<b>14</b>
<b>第4編</b>	<b>研究開発機関の評価</b>	<b>15</b>
第1章	総括的事項	15
第2章	評価の実施主体	15
第3章	評価の実施時期	15
第4章	評価者の選任	15
第5章	評価方法	16
第6章	評価事項	16
第7章	評価結果の通知等	17
第8章	評価結果の公表等	17
第9章	事前の自主点検の実施等	18
第10章	その他	18
<b>第5編</b>	<b>研究開発施策の評価</b>	<b>18</b>
第1章	評価の実施主体	18
第2章	評価方法	18
第3章	評価の観点	18
第4章	評価結果の取り扱い	19

(別紙) 本指針にいう研究開発機関

# 第1編 総括的事項

## 第1章 目的

### 1 経緯

我が国の研究開発評価については、第2期科学技術基本計画に基づき、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成17年3月内閣総理大臣決定。以下「旧大綱的指針」という。）が策定され、創造への挑戦を励まし成果を問う評価等の評価システム改革を推進してきたところである。今般、総合科学技術会議において旧大綱的指針のフォローアップが行われ、「優れた研究開発の成果を創出し、それを次の段階の研究開発に切れ目なく連続してつなげ、研究開発成果の国民・社会への還元を迅速化する、的確で実効ある評価を実施すること」、「研究者の研究開発への積極・果敢な取組を促し、また、過重な評価作業負担を回避する、機能的で効率的な評価を実施すること」、「研究開発の国際水準の向上を目指し、国際競争力の強化や新たな世界的な知の創造などに資する成果の創出を促進するよう、国際的な視点から評価を実施すること」などの観点から、各府省等における研究開発評価の改善への取組を加速化することが必要とされた。このような状況を踏まえて旧大綱的指針の見直しが行われ、新たな「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成20年10月内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。）が策定されたところである。これらを踏まえ本指針を定めるものとする。

### 2 目的

国民の保健・医療・福祉・生活環境・労働安全衛生など国民生活の向上に資することを目的とする厚生労働省の科学研究開発においても、その研究成果を着実に行政施策へと反映し、またその成果を積極的に公表し、国民に対する説明責任を果たすとともに、優れた研究開発成果を国民、社会へ還元することが求められている。そのためにも、研究開発の評価に当たっては、行政施策との連携を保ちながら、研究開発活動と一体化して適切な評価を実施し、その結果を有効に活用して、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発を推進しつつ、その効率化を図ることが必要となる。このため、本指針は、大綱的指針を踏まえて、厚生労働省の科学研究開発（試験、調査等を含む。）に関する研究開発施策、研究開発課題、研究開発機関及び研究者の業績の評価について、個人情報保護の観点に配慮しつつ、外部評価の実施、国際的な視点からの評価の実施、評価結果の公開、研究費等の研究開発資源の配分への適切な反映等を行うことにより、研究開発評価の一層効果的な実施を図ることを目的とするものである。

### 3 政策評価や独立行政法人評価等との関係

本指針による評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）、「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定）及び「厚生労働省における政策評価に関する基本計画」（平成14年4月1日厚生労働大臣決定）に基づく評価と対象とする範囲は異なるが、基本的に目指す方向を同じくするものである。本指針に基づき研究開発を対象とする評価を実施する際は、同法に基づく政

策評価と整合するよう取り組むこととする。また、独立行政法人研究機関（研究開発資金を配分する法人を含む。以下同じ。）については、大綱的指針及び本指針に沿って、同様な事項について各法人が明確なルールを定めた上で評価を行うことが求められる。なお、独立行政法人については、「独立行政法人通則法」（平成11年法律第103号）に基づき、独立行政法人評価委員会による評価が行われるが、この評価についても、大綱的指針及び本指針を参考とすることが期待される。

#### 4 本指針の見直し

厚生科学審議会は、評価の実施方法について、必要に応じ再検討を行い、本指針をより適切なものとするべく見直しを行うものとする。

## 第2章 定義

本指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 研究事業等 第3章の1 研究開発施策の(1)から(5)までに掲げるそれぞれの事業をいう。
- 2 研究開発機関 施設等機関及びこれと一体化した研究機関のうち、別紙に掲げるものをいう。
- 3 国立試験研究機関 研究開発機関のうち、別紙の1に掲げるものをいう。
- 4 評価実施主体 研究開発実施・推進主体（第2編から第5編までの規定により評価を実施する研究事業等の所管課、研究事業等を所管する法人及び研究開発機関）及び第三者評価機関（独立行政法人評価委員会等）をいう。
- 5 自己評価 評価の対象となる研究開発を行う研究開発実施・推進主体が自ら評価者となる評価をいう。
- 6 外部評価 評価の対象となる研究開発を行う研究開発実施・推進主体が評価実施主体となり、評価実施主体自らが選任する外部の者が評価者となる評価をいう。
- 7 第三者評価 評価の対象となる研究開発を行う研究開発実施・推進主体とは別の独立した機関が評価実施主体となる評価をいう。
- 8 マスキング評価 評価の対象に関する情報の一部を秘匿して実施する評価をいう。
- 9 外部専門家 評価対象の研究開発分野及びそれに関連する分野の専門家で、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者をいう。
- 10 外部有識者 評価対象の研究開発分野とは異なる分野の専門家その他の有識者であり、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者をいう。
- 11 事前評価 研究開発施策の決定又は研究開発課題の採択の前に行う評価をいう。
- 12 中間評価 研究開発施策又は研究開発課題の実施期間中に行う評価をいう。
- 13 事後評価 研究開発施策又は研究開発課題の終了後に行う評価をいう。
- 14 追跡評価 研究開発施策又は研究開発課題の終了後一定の期間を経過した後に行う評価をいう。
- 15 エフォート 研究者の年間の全仕事時間を100パーセントとした場合における、

- 当該研究者が当該研究開発の実施に必要とする時間の配分率（研究専従率）をいう。
- 16 大規模プロジェクト 研究開発に要する費用の総額が10億円以上と見込まれる研究開発課題をいう。
  - 17 少額又は短期の研究開発課題 年間500万円以下又は研究期間が1年以下と見込まれる研究開発課題をいう。
  - 18 基礎研究 研究者の自由な発想に基づいて行われる知的創造活動であり、新しい法則・原理の発見、独創的な理論の構築又は未知の現象の予測・発見等に寄与する研究をいう。
  - 19 応用研究 特定の目標を定めて実用化の可能性を確かめる研究又は実用化されている方法に関して新たな応用方法を探索する研究をいう。
  - 20 開発研究 新しい材料、装置、製品、システム、工程等の導入又は既存のものの改良をねらいとする研究をいう。

### 第3章 対象範囲

本指針の研究開発評価の対象範囲は、次のとおりとする。

#### 1 研究開発施策

- (1) 厚生労働科学研究費補助金による研究事業
- (2) 独立行政法人医薬基盤研究所が実施する基礎研究推進事業
- (3) 独立行政法人医薬基盤研究所が実施する医薬品、医療機器等の研究開発に対する委託事業
- (4) 特定疾患治療研究費及び小児慢性特定疾患治療研究費による研究事業
- (5) 結核研究所補助金及び放射線影響研究所補助金による研究事業

#### 2 研究開発課題

- (1) 競争的資金による研究開発課題
  - ・ 研究事業等のうち、公募型の研究開発課題
- (2) 重点的資金による研究開発課題
  - ・ 研究事業等のうち、公募型以外の研究開発課題
  - ・ 国立試験研究機関に予算措置された基盤的研究費以外の研究事業における研究開発課題
- (3) 基盤的資金による研究開発課題
  - ・ 国立試験研究機関の基盤的研究費における研究開発課題

#### 3 研究開発機関

#### 4 研究者の業績

研究開発機関に所属する研究者の業績

### 第4章 評価関係者の責務